

マキノ地域住民自治協議会

設立総会

令和3年11月28日（日）

マキノ土に学ぶ里研修センター 中ホール

マキノ地域住民自治協議会 設立総会 次第

1 開会

2 あいさつ

3 来賓あいさつ

4 来賓紹介

5 経過報告

6 出席者数報告

7 議長選出

8 議事録署名人選任

9 議事

第1号議案 [仮称] マキノ地域住民自治協議会の設立について

第2号議案 [仮称] マキノ地域住民自治協議会規約の承認について

第3号議案 [仮称] マキノ地域住民自治協議会の役員の選任について

臨時理事会の開催（役員選任ほか）

報告事項 役員の報告

会長就任あいさつ

10 閉会

第1号議案

[仮称] マキノ地域住民自治協議会の設立について

上記の議案を提出する。

令和3年11月28日

マキノ地域住民自治協議会設立準備会

会長 谷 口 浩 志

[仮称] マキノ地域住民自治協議会設立趣旨

全国的に人口減少と少子高齢化が加速し、当市を取り巻く情勢も厳しさを増しています。人口の減少は、地域コミュニティや市民生活、地域経済など、あらゆる分野に大きな影響を及ぼしています。そうした中、人口が今以上に減ったとしても、市民が幸せに暮らしていける地域を見据えながら、市全体の地域力の維持、向上を目指さなければなりません。

市では、第2次高島市総合計画や高島市まち・ひと・しごと創生総合戦略により人口減少の抑制につなげるための施策を展開していますが、依然として人口は減少し、それに伴う地域コミュニティの弱体化が顕著になっています。

これまで、住民自治の主な基盤は、区・自治会が担ってきました。今後も区・自治会の公共的な役割は維持されていく必要がありますが、これら従来の仕組みが限界を迎えるつあるとも考えられます。

そのため、今後は、人材不足などにより区・自治会や一つの団体だけでは対応できない地域の課題を解決し、お互いの情報交換や連携を行うため、区や自治会の単位よりも範囲の広いエリアを対象に活動を行う広域コミュニティを形成し、活動の担い手を確保しながら、将来にわたって持続可能な地域づくりを進めるための新たな仕組みづくりが必要です。

そこで、マキノ中学校区（旧マキノ町の地域）で地域の課題に対応するため活動する「[仮称] マキノ地域住民自治協議会」を設立します。

当会では、中学校区内の団体や地域住民が、行政と一緒に公共サービスを提供する側に参加することによって、より地域の実態に即した活動を行うための新たなコミュニティを形成します。また、地域の様々な人や団体のつながりに加え、新たな担い手を発掘することで、課題解決のアイデアや活動の広がりを生み出し、さらに暮らしやすい地域の実現を目指します。

第2号議案

〔仮称〕マキノ地域住民自治協議会規約の承認について

上記の議案を提出する。

令和3年11月28日

マキノ地域住民自治協議会設立準備会

会長 谷 口 浩 志

〔仮称〕マキノ地域住民自治協議会規約（案）

第1章 総則

（名称および事務所）

第1条 この会は、「〔仮称〕マキノ地域住民自治協議会」（以下「本会」という。）と称し、事務所をマキノ土に学ぶ里研修センター内に置く。

（区域）

第2条 本会の区域（以下「マキノ地域」という。）は、旧マキノ町の区域とする。

（目的）

第3条 本会は、マキノ地域に在住する住民や、マキノ地域とかかわりを持つ人が、自ら考え、責任を持って行動し、人と人のつながりの和を構築しながら、地域の明るい将来像を描き、活き活きと安心して暮らせるまちづくりを進めることを目的とする。

（事業）

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 地域の防災および防犯に関すること
- (2) 地域の子どもおよび若者の支援に関すること
- (3) 地域住民の生活支援に関すること
- (4) その他本会の目的達成のための必要な事業

（会員）

第5条 本会は、第3条の目的に賛同する会員をもって構成し、会員の種別および資格は次のとおりとする。

- (1) 団体会員 マキノ地域に活動拠点を有する各種団体、組織および法人で、会長が適当と認めるもの

- (2) 個人会員 マキノ地域に住所を有する個人またはマキノ地域内において勤務もしくは活動する個人で、会長が適當と認めるもの
- (3) 賛助会員 前2号に該当しない者で、会長が適當と認めるもの

(入会)

第6条 本会に入会しようとする者は、所定の事項を記載した入会申込書を会長に提出しなければならない。

(退会等)

第7条 会員が次のいずれかに該当する場合は、退会したものとみなす。

- (1) 会員の資格を失ったとき
- (2) 会員から退会の申し出があったとき

2 本会は、会員が第3条の目的に反する活動を行うなど、会員としてふさわしくないと認めたときは、理事会の決定により当該会員を除名することができる。

(会費)

第8条 会員は、年度ごとに会費を納めることとする。

2 会費の額および納入方法等については、総会の承認を得て、会長が別に定める。

第2章 役員等

(役員の種別と定数)

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 17名以内
- (2) 監事 2名

2 理事のうち1名を会長と、1名を副会長とする。

(役員の選任)

第10条 役員は、総会の議決によって選任する。

2 会長および副会長は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

(役員の職務)

第11条 理事は、理事会を構成し、この規約で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは職務を代行する。

4 監事は、会計処理や業務運営の執行状況を監査し、総会への報告を行う。

(役員の任期)

第12条 役員の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

- 2 指定により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでの間は、その職務を行わなければならない。

(役員の報酬)

第13条 理事等の報酬は、別に定める。

(顧問)

第14条 理事会の承認を得て、協議会に顧問を置くことができる。

第3章 総会

(総会の種類)

第15条 総会は、通常総会と臨時総会とする。

(総会の構成)

第16条 総会は、団体会員および個人会員で構成する。

- 2 前項の規定にかかわらず、監事は総会に出席することができる。

(総会の議決事項)

第17条 総会は、次に掲げる事項を審議議決する。

- (1) まちづくり計画の策定に関する事項
- (2) 規約に関する事項
- (3) 役員の選任・解任に関する事項
- (4) 会費および理事等の報酬に関する事項
- (5) 事業計画および事業報告に関する事項
- (6) 予算および決算に関する事項
- (7) その他本会の運営に関する重要事項

(総会の開催)

第18条 総会は、会長が招集する。

- 2 通常総会は、年1回、会計年度終了後2か月以内に開催する。
- 3 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。
 - (1) 会長が必要と認めるとき
 - (2) 団体会員および個人会員の総数の3分の1以上の者から請求があったとき
 - (3) 監事から開催の請求があったとき
- 4 会長は、前項第2号または第3号の規定による請求があったときは、その請求があった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

(総会の議長)

第19条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第20条 総会は、会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第21条 総会の議事は、この規約に定めるものほか、出席した会員の過半数をもって決する。この場合において、議長は会員として表決に加わる権利を有しない。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところとする。

(総会の表決権者)

第22条 団体会員は、総会において1団体1票の表決権を有する。

2 個人会員は、総会において1人1票の表決権を有する。

3 やむを得ない理由のため総会に出席できない団体会員または個人会員は、書面をもって表決し、または他の会員を代理人として表決を委任することができる。

4 前項の場合における第20条、第21条および第39条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

5 賛助会員は、表決権を有しない。

(総会の議事録)

第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
- (2) 会員の現在数および出席者数（書面表決者および表決委任者を含む。）
- (3) 開催目的、審議事項および議決事項
- (4) 議事の経過の概要およびその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長およびその総会において選任された議事録署名人2人が署名をしなければならない。

(会議の公開)

第24条 総会の傍聴を希望する者は、別に定めるところにより傍聴することができる。

第4章 理事会および事業部会

(理事会の設置および構成)

第25条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

3 会長は、必要があると認めるときは、理事会に理事以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(理事会の審議事項)

第26条 理事会は、次に掲げる事項を審議決定する。

- (1) 総会が議決した事項の執行に関すること
- (2) 総会提出議案の作成に関すること
- (3) その他本会運営に必要な事項

(理事会の開催)

第27条 理事会は会長が招集する。

2 理事会は、次の各号のいずれかに該当するときを開催する。

- (1) 会長が必要と認めるとき
- (2) 理事の3分の1以上の者から招集の請求があったとき

3 会長は、前項第2号の規定による請求があったときは、速やかに理事会を招集しなければならない。

(理事会の議長)

第28条 理事会の議長は会長がこれにあたる。

(理事会の決定)

第29条 理事会は、理事の過半数をもって決する。この場合において、議長は理事として表決に加わる権利を有しない。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところとする。

(事業部会)

第30条 まちづくり計画の推進を図るため、本会に事業部会を置く。

2 事業部会の事業計画は理事会の承認を得て執行する。

3 事業部会の組織および運営方法は、理事会の承諾を得て会長が別に定める。

第5章 まちづくり計画および会計ならびに資産

(まちづくり計画)

第31条 本会の活動の基本方針を定めるため「まちづくり計画」を策定する。

2 まちづくり計画は、会長が理事会の審議を経てその案を作成し、総会の議決により定めなければならない。

(会計年度)

第32条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

(事業計画および予算)

第33条 本会の事業計画および予算は、まちづくり計画に基づき会長が作成し、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されるまでの間、会長は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告および決算)

第34条 本会の事業報告書および決算書ならびに資産目録等は、会長が作成

し、監事の監査を受け、会計年度終了後2か月以内に総会の承認を受けなければならない。

(資産の構成)

第35条 本会の資産は次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 補助金、交付金等の助成金
- (3) 寄付金
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 別に定める資産目録記載の資産
- (6) 資産から生じる収入
- (7) その他の収入

(資産の管理)

第36条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は理事会の決定によりこれを定める。

(経費の支弁)

第37条 本会の経費は、資産をもって充てる。

第6章 規約の変更および解散

(規約の変更)

第38条 この規約は、総会の議決を得なければ変更することができない。

(解散)

第39条 本会は、総会において出席した会員の3分の2以上の議決を得なければ解散することができない。

(残余資産の処分)

第40条 前条の規定により本会が解散したときに有する残余資産の処分は、総会議決により、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

2 前項に規定する議決が得られない、または、団体がない場合において、残余資産は高島市に寄付する。

第7章 雜則

(事務局)

第41条 本会に事務局を置く。

2 事務局の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 本会の会務および会計事務に関すること
- (2) 事業部間の調整に関すること
- (3) 各種事務手続きおよびその他庶務に関すること

- 3 事務局に事務局長を置く。
- 4 事務局長は、理事会の同意を得て会長が任命する。
- 5 事務局に、必要に応じ事務局員を置くことができる。

(書類および帳簿の整備)

第42条 本会に、次の書類および帳簿を備えなければならない。

- (1) まちづくり計画の策定に関する文書
- (2) 規約等例規に関する文書
- (3) 総会および理事会の議事に関する文書
- (4) 役員の選任に関する文書
- (5) 会員名簿および会費に関する文書
- (6) 補助金、交付金等の助成金に関する文書
- (7) 事業計画および事業報告に関する文書
- (8) 予算および決算に関する文書
- (9) 出納に関する帳簿および証拠書類
- (10) 資産目録
- (11) その他会長が必要と認めた書類および帳簿

(文書の保存)

第43条 会長は、本会が運営上作成し、または、取得した文書、帳簿、図面、写真および電磁的記録等（以下「文書等」という。）を適正に保存しなければならない。

- 2 文書等の保存期間は、理事会の決定を受けて別に定める。

(情報公開)

第44条 会長は、本会の適正かつ公正な運営に資するため、積極的な情報公開に努めなければならない。

- 2 会員から文書等の閲覧請求があったときは、正当な理由がある場合を除き、これを閲覧させなければならない。

(個人情報の保護)

第45条 会員は、本会の活動を通じて得た個人情報の保護に努めなければならない。

(その他)

第46条 この規約に定めのない事項および疑義を生じた事項に関し必要な事項は、理事会の決定により別に定める。

付 則

- 1 この規約は、令和3年1月28日から施行する。
- 2 第1条の規定にかかわらず、令和4年3月31日までは、事務所を高島市役

所マキノ支所に置く。

- 3 本会の設立時には、総会出席者を第5条に規定する会員とみなし、議案の議決を行う。ただし、第5条の要件を満たすものでやむを得ない理由のため総会に出席できない者は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の出席者を代理人として表決を委任することができる。また、委任状の提出をもってその者は総会出席者とみなす。
- 4 本会設立初年度の会計は、第32条の規定にかかわらず、総会で設立議決のあった日から令和4年3月31日までとする。
- 5 本会設立初年度の事業計画および予算は、第33条の規定にかかわらず、設立総会の議決するところによる。
- 6 令和4年度においては、第33条第2項の規定中「前年の予算を基準として」とあるのは、「理事会の承認を得て」と読み替えるものとする。

第3号議案

[仮称] マキノ地域住民自治協議会の役員の選任について

上記の議案を提出する。

令和3年11月28日

マキノ地域住民自治協議会設立準備会

会長 谷 口 浩 志

[仮称] マキノ地域住民自治協議会の役員を、次のとおり選任する。

| 役職 | 住 所 | 氏 名 |
|----|------------------|--------|
| 理事 | 高島市マキノ町牧野883番地2 | 青谷 章 |
| 理事 | 高島市マキノ町牧野291番地1 | 青谷 喜代一 |
| 理事 | 高島市マキノ町蛭口833番地6 | 赤崎 太一郎 |
| 理事 | 高島市マキノ町蛭口834番地 | 荒木 保秀 |
| 理事 | 高島市マキノ町下136番地1 | 小多 健裕 |
| 理事 | 高島市マキノ町野口200番地 | 河野 貫由 |
| 理事 | 高島市マキノ町寺久保249番地 | 黒川 唯 |
| 理事 | 高島市マキノ町小荒路500番地 | 谷口 浩志 |
| 理事 | 高島市マキノ町沢1251番地 | 寺田 秀明 |
| 理事 | 高島市マキノ町知内1224番地 | 中川 知香 |
| 理事 | 高島市マキノ町沢1499番地3 | 正田 妙子 |
| 理事 | 高島市マキノ町新保1148番地3 | 水谷 芳純 |
| 理事 | 高島市マキノ町海津2215番地1 | 山口 正彰 |
| 理事 | 高島市マキノ町海津2300番地 | 吉川 美紀 |
| 監事 | 高島市マキノ町海津2368番地 | 白石 剛 |
| 監事 | 高島市マキノ町白谷344番地 | 谷口 良一 |